

第2号議案

平成23年度事業計画

本年度は、前年度末に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故被災に対する対応に引き続き追われることとなる。

しかしながら、同時に本年度は新規事業としての新たな鶏卵生産者経営安定対策事業への取組み及び2年後に期限が迫る公益法人組織の移行問題、更には高病原性鳥インフルエンザ問題への対応等、課題が山積している。

以上等を踏まえて平成23年度事業計画について以下の通り策定する。

1. 東日本大震災への対応

本年3月11日に発生した大規模地震（M9.0）が発生し、これに起因する津波により太平洋岸の東北各県沿岸部の市町村は壊滅的被害を受け、住民の人的被害のみならず都市インフラは大きく破壊された。

これにより地域の養鶏生産者の経営基盤も同様に大きく毀損し、短期間の回復は極めて困難な状況となった。

併せて福島第一原発事故も発生したが、事故の規模が国際評価のINESのレベル7と過去最大の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故並みと発表され、半径30km圏内の百数十万羽を超える採卵鶏の処分のみならず、圏外の地域一帯の農畜産物に対しては大規模な風評被害が発生している。

このため、当面本年度においては被害地域の生産者の経営継続・再開支援のために本会としても対策会議等による検討を進めるとともに、関係者の実状把握に努め、本会として取組むべき対策・項目等について国・行政に対して積極的に働きかけを実施するとともに、同業者・関係者としての支援の在り方等についても検討し取組みを進めることとする。

2. 鶏卵生産者経営安定対策事業

前年度実施の成鶏更新緊急支援事業（36.5億円）と鶏卵価格安定対策事業（13.5億円）の計50億円予算（ALIC）を財源に、新たに一般会計予算としての鶏卵生産者経営安定対策事業（新規・52億円）となり、本会は定款改正を行い事業の公募団体として応じ、事業実施主体に決定した。

このことは、今後生産者団体自らが鶏卵の需給安定に関わることが可能となったことから、戦後の養鶏産業における画期的な成果・変化である。

このため、本会としては鶏卵生産者に広く価格差補填事業の加入者メリット（予算額13.5億円→52億円、補助率1/8→1/4等）の啓発・周知を図るとともに、空舎延長事業が需給安定に果たす役割・意義等についても積極的に啓発に努めていくこととする。

3. 組織の再編・統合問題

昨年12月の臨時総会において本会会員として新たに個人会員（養鶏経営者）の加入を認める定款改正案が承認され、これを受けた定款改正が大臣承認（1月24日）となった。

このことは2大生産者団体である本会と（般）日本鶏卵生産者協会が、これまで中央における各種活動が統一性又は整合性を欠いている面があり、組織活動としても齟齬を来していることから、この解決策として両団体の実質的統合を進める観点から、組織統合に向けての定款改正を行ったものである。

このため、本年度においては以上の経過等を踏まえて両団体関係者の協調・協力を目指して組織の体制及び運営の強化に努めることとする。

4. 公益法人改革問題

国は、行政改革の一環として公益法人改革を進めることとし、平成25年までに公益社団（財団）法人又は一般社団（財団）法人に移行を行うこととし、それまでに移行が完了しない公益法人は解散と見なされることとなる。

この経過措置として、本会は現在特例社団法人として位置付けられており、事務的処理期間を考えると移行について早急な今後の方針・方向付けを行うことが必要となっている。

特に、最近における養鶏情勢及び政治・行政の動向等を踏まえると、本会の今後は組織としても主体的活動がより行き易い一般社団法人化に向かうことがより現実的な情勢となってきており、これを前提に事務的取組みを進めることが必要となっている。

5. 高病原性鳥インフルエンザ問題

平成16年に79年ぶりの発生となった我が国の高病原性鳥インフルエンザは、その後も例年の如くに発生することとなり、特に昨年度は11月末の本病発生以来、既に9県24例の大規模発生となっている。特に、今回は渡り鳥がH5N1に感染し、結果として感染拡大に繋がったとみられることから、本病対策については今後新たな重要な段階となったことの認識が必要である。

本病は現在、家畜伝染病予防法に基づく防疫指針により、発生農場周囲の鶏卵の移動（搬出）制限が原則半径10kmと広域に及ぶのみならず、清浄性確認に伴う制限解除にも4日以上を要しており、その結果として流通及び経営にも大きな支障・混乱を来している現状にある。

このため、本病診断に当たっては、既に欧米先進国で確定診断に利用している迅速診断法としてのリアルタイムPCR法を同様に確定診断法に位置付けて早急に8時間以内の制限解除していくことが必要である。

又、移動制限範囲についても、EU並みに半径3km程度とすべく働きかけを行うことが必要である。

更に昨年度のように広範かつ連続的に発生し、更に今般の東日本大震災による社会的混乱期においては本病対策としての防疫レベルも低下し更なる大規模発生への懸念が高まるところから、本病ワクチンの条件付き使用（リングワクチネーション）についての働きかけも行っていくことが必要である。

併せて本会が実施している本病についての生産者互助基金事業については一層の参加を促し、本病発生時の経営再建に資することとする。

6. 飼料等生産資材対策

鶏卵生産費の約6割を占める飼料費については、この価格変動は経営内容を大きく左右する要因となっている。

又、従前はこの主原料がトウモロコシ単品であるため、生産コストの引き下げは生産者の飼料価格交渉力が中心とならざるを得なかった。

しかしながら、昨年、(般)日本鶏卵生産者協会の活動・成果により、EUにおいては一般的に利用が常態化している安価な飼料用麦の輸入・利用が実質的に半自由化に近い状況となった。

このため国内において飼料原材料の選択肢ができたことから、今後は飼料の購入についての価格交渉力の一層の向上が期待できることとなった。

本会としても、この方向に向けての取組み・支援を推進することとする。

7. 鶏卵公正取引協議会への支援

平成16年公正取引委員会の勧告を受け、鶏卵公正競争規約を策定し、21年6月には公正取引協議会を設立し、現在、公正マークの認定作業を行っている。(平成23年2月現在、公正マーク承認件数212件)

本協議会は自給率95~96%を占める国産鶏卵に対する消費者からの一層の信頼向上のみならず、今後グローバル化の進展により増加が懸念される輸入卵との差別化のためにも極めて重要な役割を果たしていくものである。

今後は、公正マークが特に英国のライオンマークと同様な評価・位置付ける仕組みを目指し、本会としても積極的に支援・協力を続けることとする。

8. 鶏卵の消費促進対策

世界トップレベルにある我が国の鶏卵消費を引き続き維持・継続していくこと

は、業界としても極めて重要な課題である。

このためには、鶏卵生産者経営安定対策事業（新規）参加者からの拠出金を積極的に活用し、鶏卵の需給安定を図るとともにマスコミ、セミナー開催等を通じて鶏卵の良さ等についての啓発活動を推進していくこととする。

9. 農政活動

東日本大震災に伴う東日本各県被災地の多くの養鶏生産者は倒産・廃業の危機にある。

このため、早急な生産の再開・経営継続を支援するため国・行政に対して積極的・統一的に働きかけていくことが当面は特に重要となる。

更に、併せて高病原性鳥インフルエンザ問題を含めた鶏卵業界の各種課題を解決するためにも必要な農政活動に取組んでいくこととする。